議案第五十八号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年四月二十七日

三朝町長　安田真一郎

昭和六拾参年四月廿七日　原案可決

三朝町議会議長　安井由行

三朝町条例第　　号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条の二第一項中「の全部又は一部」を削り、「前条第一項に規定する譲渡所得」の下に「（附則第十七条の三の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下本条において同じ。）」を加え、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額の百分の四」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「の全部又は一部」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例）

第十七条の三　町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条の四第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得に係る附則第十七条の規定の適用については、同条第一項第一号中「百分の四」とあるのは「百分の二・七」と、同項第二号イ中「百六十万円」とあるのは「百八万円」と、同号ロ中「課税長期譲渡所得金額の二分の一に相当する金額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、二千万円と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課

税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額を控除した」とあるのは「課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の三・四に相当する」とする。

2　前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第三十六条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三十六条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の譲渡所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附　則

（施行期日等）

第一条　この条例は、昭和六十四年四月一日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

第二条　改正後の三朝町税条例（以下「新条例」という。）附則第十七条の二の規定は、所得割の納税義務者が昭和六十三年四月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に

該当する譲渡に係る個人の町民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行つた改正前の三朝町税条例附則第十七条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の町民税については、なお従前の例による。

2　新条例附則第十七条の三の規定は、所得割の納税義務者が昭和六十三年四月一日以後に行う租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四号）による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十一条の四第一項に規定する土地等又は建物等で同項に規定する居住用財産に該当するものの譲渡に係る個人の町民税について適用する。